

東北関東大震災の影響により電力が不足しています。節電にご協力ください。

児童医療費助成を 中学校3年生まで拡大します

八街市では、これまで小学校6年生までの児童に対しての医療費助成を行ってまいりましたが、平成23年4月1日診察分の医療費より中学校3年生までを対象に助成することとなりました。

街市に住民登録および外国人登録されている小学校4年生から中学校3年生まで。 ※申請期限は、医療費を支払った日の翌日から2年以内で、期限を過ぎた領収書は、助成対象外となります。

象年月日以降に受けた保険診療医療費の自己負担額（3割）。
・ 保険者から支給される高額療養費や附加給付を除いた医療費を助成します。
・ ひとり親医療費助成、重度心身障害者医療費助成、小児慢性特定疾患、育成医療などの他の助成制度を受けることができる場合、それらの助成が優先され、各制度上の自己負担を助成対象とします。

・ 申請書（健康管理課にあります。また、市のホームページからもダウンロード出来ます）
・ 印鑑
・ 保険証（児童・生徒）
・ 通帳（保護者）
・ 領収書（保険点数等の記載がない領収書の場合は、児童医療費計算書を診療月ごとに受診医療機関に発行してもらい領収書と一緒に提出してください）
・ 診療月の属する年度（4月～7月診療は前年度）
・ における父母の課税状況
・ を証する書類（ただし、該当年度の1月1日に八街市に住民登録および外国人登録がある場合で、健康管理課が課税状況の確認を行うことに承諾していただける保護者は省略できます）
・ 付加給付等があるときは、その旨を証する書類。

助成対象（表1）

学年	受診対象年月日
小学校4年生	平成21年9月1日以降 (平成22年12月から平成23年3月31日までは子ども医療費助成制度での助成)
小学校5年生	平成21年9月1日以降
小学校6年生 中学校1年生	平成22年4月1日以降
中学校2年生 中学校3年生	平成23年4月1日以降

自己負担額（表2）

世帯の課税状況	自己負担額
市町村民税所得割課税世帯	入院1日200円 通院1回200円 調剤は無料
市町村民税均等割課税世帯および市町村民税非課税世帯	無料

母などの保護者の課税状況により表2のとおりとなります。

○ **自己負担額（表2）**
該当する児童・生徒の父

○ **助成の方法**
償還払い（子ども医療費助成とは異なり受給券の発行はありません）
すべて口座振り込みによる助成となります。

○ **申請場所**
市役所健康管理課 ※0歳から小学校3年生までの子どもは、子ども医療費助成制度に該当し、受給券により医療機関で受診できます。

○ **申請手続きに必要なもの**
申請書（健康管理課にあります。また、市のホームページからもダウンロード出来ます）
印鑑
保険証（児童・生徒）
通帳（保護者）
領収書（保険点数等の記載がない領収書の場合は、児童医療費計算書を診療月ごとに受診医療機関に発行してもらい領収書と一緒に提出してください）
診療月の属する年度（4月～7月診療は前年度）
における父母の課税状況
を証する書類（ただし、該当年度の1月1日に八街市に住民登録および外国人登録がある場合で、健康管理課が課税状況の確認を行うことに承諾していただける保護者は省略できます）
付加給付等があるときは、その旨を証する書類。

詳しくは、市役所健康管理課 ☎ 443-1631 へ。

市立保育園の臨時職員 登録希望者を募集します

市では、市立保育園（6園）に勤務する保育士および看護師の登録希望者を募集しています。
登録された方は、平成24年3月までに市立保育園で勤務している職員が出産や病気休暇などにより欠員する場合などの際、臨時職員として採用します。
なお、採用する際は、登録された方は、平成24年3月までに市立保育園で勤務している職員が出産や病気休暇などにより欠員する場合などの際、臨時職員として採用します。
※臨時職員登録を希望される方は、履歴書（写真を貼付したもの）と保育士あるいは看護師の資格証を持参のうえ本人が児童家庭課でお申し込みください。
詳しくは、市役所児童家庭課 ☎ 443-1693 へ。

職種	保育士	看護師
資格	保育士資格を有する方で年齢50歳程度までの方	看護師資格（准看護師を含む）を有する方で、年齢58歳程度までの方
勤務時間	平日 午前8時30分～午後5時 または 午前9時30分～午後6時 (週1回～2回程度の早番、遅番があります) 土曜日 午前8時30分～午後0時30分	平日 午前8時30分～午後5時
雇用期間	原則6カ月間（雇用期間を更新する場合あり）	原則6カ月間（雇用期間を更新する場合あり）
賃金	時給 1100円 (交通費の支給なし)	時給 1230円 (交通費の支給なし)